

平成29年11月29日招集

秩父市議会定例会議案

目 次

議案第 89号	専決処分について（平成29年度秩父市一般会計補正予算（第3回））	1
議案第 90号	市道の路線変更について	15
議案第 91号	市道の廃止について	18
議案第 92号	秩父市営駐車場条例を廃止する条例	20
議案第 93号	秩父市一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	21
議案第 94号	秩父市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例	37
議案第 95号	秩父市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を 改正する条例	38
議案第 96号	秩父市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	39
議案第 97号	秩父市公民館利用条例の一部を改正する条例	40
議案第 98号	秩父市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する 条例	43
議案第 99号	秩父市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の 一部を改正する条例	44
議案第100号	秩父市支所設置条例等の一部を改正する条例	46
議案第101号	平成29年度秩父市一般会計補正予算（第4回）	47
議案第102号	平成29年度秩父市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）	56
議案第103号	平成29年度秩父市介護保険特別会計補正予算（第2回）	60
議案第104号	平成29年度秩父市下水道事業特別会計補正予算（第2回）	63
議案第105号	平成29年度秩父市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2回）	65
議案第106号	平成29年度秩父市戸別合併処理浄化槽事業特別会計補正予算 （第2回）	67
議案第107号	平成29年度秩父市駐車場事業特別会計補正予算（第2回）	69
議案第108号	平成29年度秩父市立病院事業会計補正予算（第2回）	72

議案第 89 号

専決処分について

平成 29 年度秩父市一般会計補正予算（第 3 回）については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

平成 29 年 11 月 29 日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

専決処分書

平成29年度秩父市一般会計補正予算（第3回）については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成29年9月28日

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

平成29年度秩父市一般会計補正予算（第3回）

平成29年度秩父市一般会計補正予算（第3回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ39,104千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31,555,504千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 県支出金		2,294,290	39,104	2,333,394
	3 委託金	381,180	39,104	420,284
歳入合計		31,516,400	39,104	31,555,504

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		3,661,357	39,104	3,700,461
	4 選挙費	53,971	39,104	93,075
歳 出	合 計	31,516,400	39,104	31,555,504

余 白

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
2 総務費	3,661,357	39,104	3,700,461
歳出合計	31,516,400	39,104	31,555,504

(単位：千円)

補正額の財源内訳				
特 定 財 源				一 般 財 源
国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
	39,104			
	39,104			

2 歳 入

(款) 15 県支出金
(項) 3 委託金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
15		県支出金	2,294,290	39,104	2,333,394
	3	委 託 金	381,180	39,104	420,284
		1 総務費委託金	94,674	39,104	133,778

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
4 選挙費委託金	39,104	・ 衆議院議員選挙執行委託金

3 歳 出

(款) 2 総務費
(項) 4 選挙費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳				
				特 定 財 源				
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
2		総 務 費	3,661,357	39,104	3,700,461	39,104		
	4	選 挙 費	53,971	39,104	93,075	39,104		
		4 衆議院議員 選挙費	0	39,104	39,104	39,104		(県) 衆議院議員選挙執行委託金 39,104

(一般会計)

(単位：千円)

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
	1 報 酬	14,013	○ 衆議院議員選挙費<選挙管理委員会> 39,104
	3 職員手当等	850	1 報酬 14,013
	7 賃 金	2,044	投票管理者他報酬 3,588
	8 報 償 費	356	投票開票所事務従事者他報酬 10,425
	9 旅 費	6	3 職員手当等 850
	11 需 用 費	2,077	時間外勤務手当
	12 役 務 費	2,341	7 賃金 2,044
	13 委 託 料	7,887	臨時職員賃金
	14 使用料及び 賃借料	4,212	8 報償費 356
	18 備品購入費	5,318	謝礼金
			9 旅費 6
			普通旅費
			11 需用費 2,077
			消耗品費 1,100
			燃料費 100
			食糧費 627
			印刷製本費 100
			修繕料 150
			12 役務費 2,341
			通信運搬費 2,308
			手数料 33
			13 委託料 7,887
			ポスター掲示板作成・設置・撤去委託料 4,100
			投票所資材配送・撤収業務委託料 432
			選挙公報新聞折込委託料 499
			期日前投票システム管理委託料 1,172
			投票用紙読取機等点検委託料 1,394
			期日前投票所駐車場警備委託料 290
			14 使用料及び賃借料 4,212
			建物借上料 475
			自動車借上料 50
			投票速報システム使用料 71
			携帯電話借上料 39
			選挙備品借上料 1,999
			期日前投票機器借上料 1,038
			投票受付機器借上料 540
			18 備品購入費 5,318
			選挙用備品

給 与 費 明 細 書

1 特別職

区分	職員数 (人)	給 与 費					計 (千円)	共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	期末手当 (年間支給率) (千円)	地域手当 (千円)	その他の 手当 (千円)				
補正後	長等	3		27,350	11,843 (4.25月分)		39,193	9,599	48,792	
	議員	22	91,980		37,463 (4.25月分)		129,443	36,190	165,633	
	その他の 特別職	3,001	663,136			6,373	669,509	73,554	743,063	
	計	3,026	755,116	27,350	49,306		838,145	119,343	957,488	
補正前	長等	3		27,350	11,843 (4.25月分)		39,193	9,599	48,792	
	議員	22	91,980		37,463 (4.25月分)		129,443	36,190	165,633	
	その他の 特別職	2,359	649,123			5,523	654,646	73,554	728,200	
	計	2,384	741,103	27,350	49,306		823,282	119,343	942,625	
比較	長等									
	議員									
	その他の 特別職	642	14,013			850	14,863		14,863	
	計	642	14,013			850	14,863		14,863	

議案第 90 号

市道の路線変更について

次のとおり市道を路線変更することについて議決を求める。

路線名	旧新別	起 点	重要な 経過地
		終 点	
中央 6 3 2 号線	旧	秩父市大宮字下上野原 9 0 8 番 1 地先	
		秩父市大宮字上宮地 4 6 2 8 番地先	
	新	秩父市大宮字下上野原 9 0 8 番 1 地先	
		秩父市大宮字下上野原 7 9 4 番 6 地先	

平成 29 年 1 1 月 2 9 日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

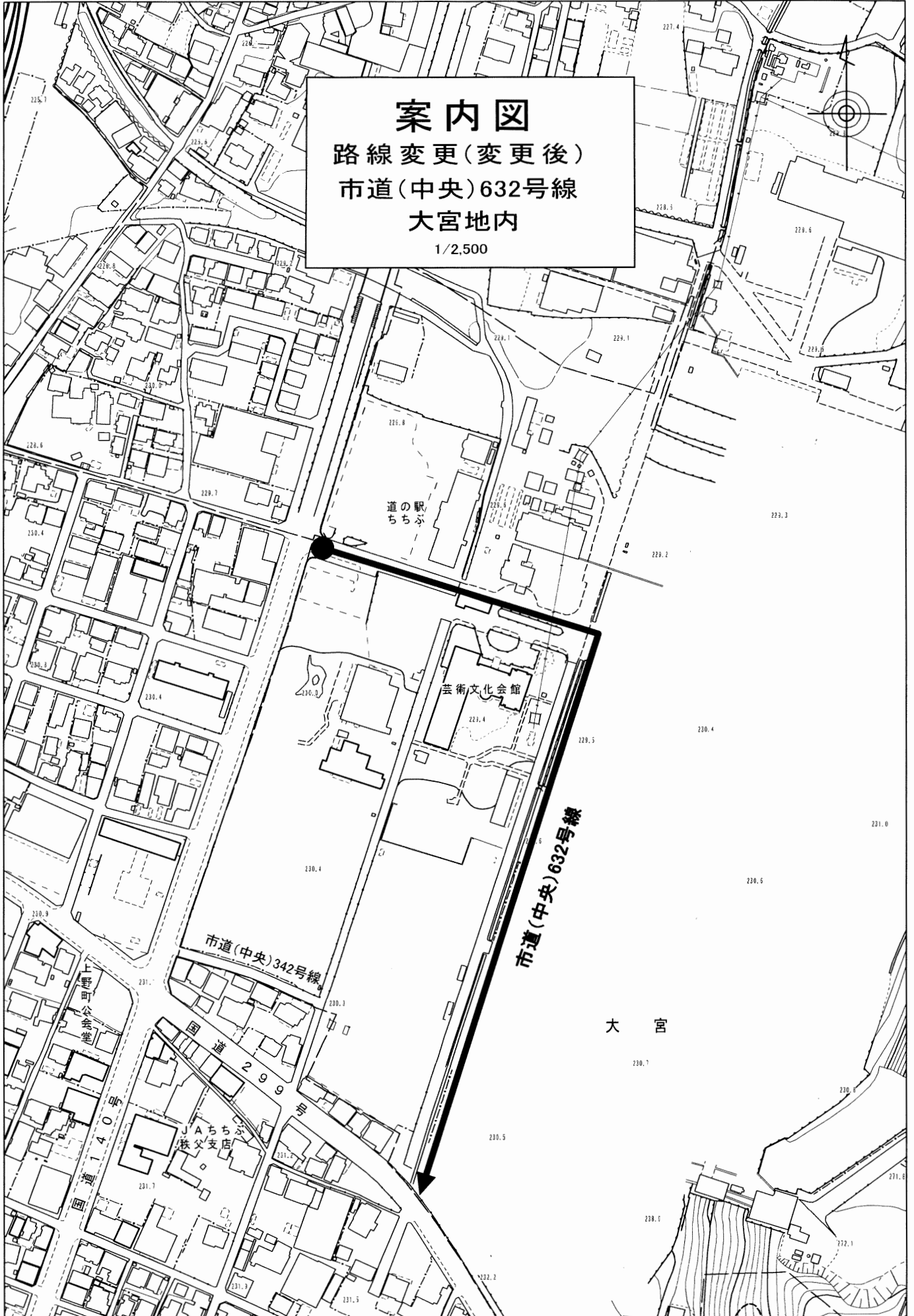
路線を変更し管理したいため、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 3 項の規定により提出する。

案内図
路線変更(変更前)
市道(中央)632号線
大宮地内
1/2,500



大宮

案内図
路線変更(変更後)
市道(中央)632号線
大宮地内
1/2,500



議案第 9 1 号

市道の廃止について

次のとおり市道を廃止することについて議決を求める。

路線名	起 点	重要な 経過地
	終 点	
久那 6 3 号線	秩父市久那字和田 3 2 5 番 1 地先	
	秩父市久那字和田 3 3 1 番 1 地先	

平成 2 9 年 1 1 月 2 9 日提出

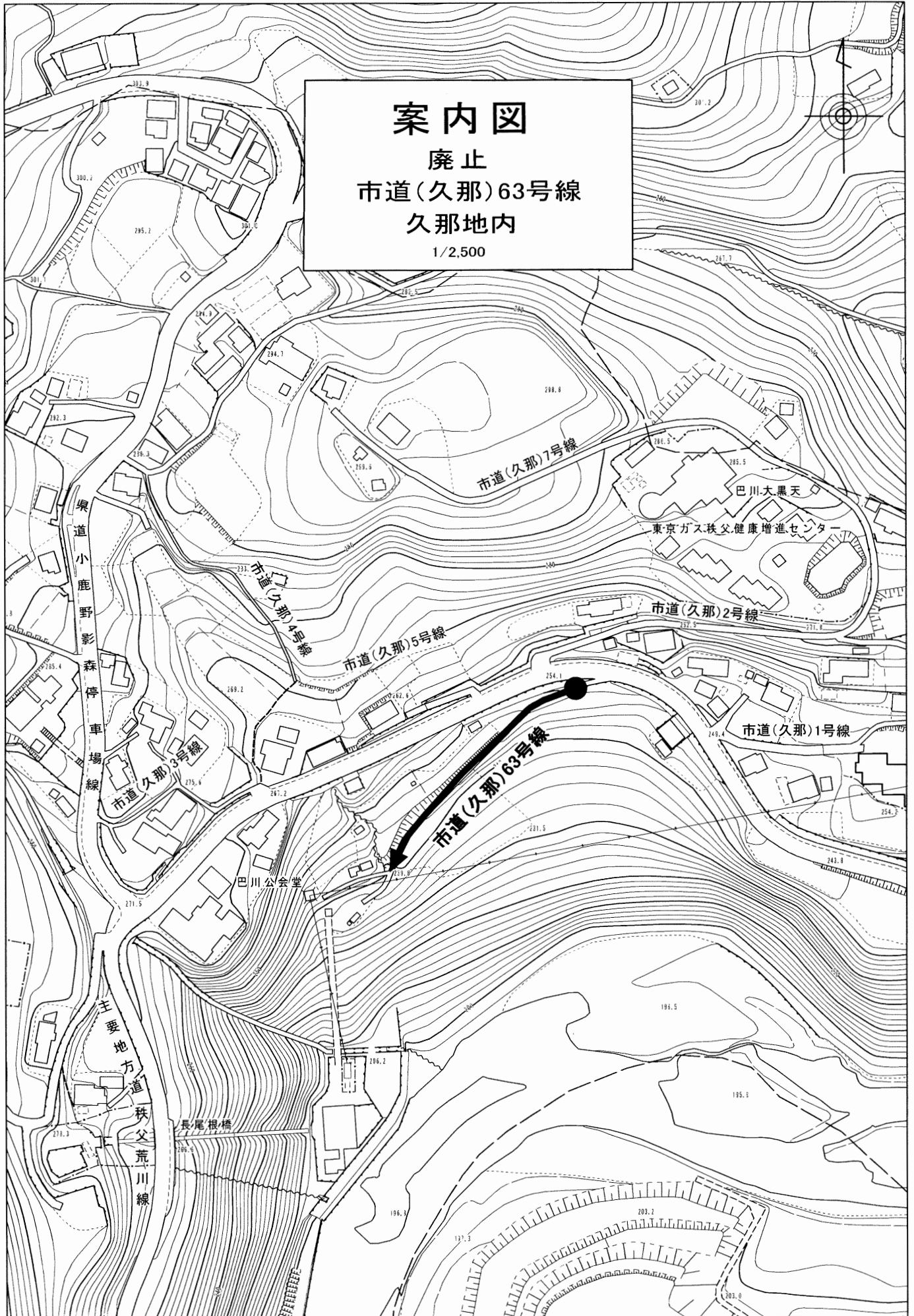
秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

市道を廃止したいため、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 3 項の規定により提出する。

案内図

廃止
市道(久那)63号線
久那地内
1/2,500



議案第 9 2 号

秩父市営駐車場条例を廃止する条例

秩父市営駐車場条例（平成 1 7 年秩父市条例第 2 3 2 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成 3 0 年 1 月 1 日から施行する。

平成 2 9 年 1 1 月 2 9 日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

中央通線街路整備事業の実施に伴い、市営中町駐車場を廃止したいため。

議案第93号

秩父市一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(秩父市一般職職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 秩父市一般職職員の給与に関する条例(平成17年秩父市条例第55号)の一部を次のように改正する。

第16条の6第2項第1号中「100分の85」を「100分の95」に改め、同項第2号中「100分の40」を「100分の45」に改める。

附則第13項中「100分の1.275」を「100分の1.425」に、「100分の85」を「100分の95」に改める。

別表第1及び別表第2を別記のように改める。

第2条 秩父市一般職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第16条の6第2項第1号中「100分の95」を「100分の90」に改め、同項第2号中「100分の45」を「100分の42.5」に改める。

附則第13項中「100分の1.425」を「100分の1.35」に、「100分の95」を「100分の90」に改める。

(秩父市一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 秩父市一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成27年秩父市条例第3号)の一部を次のように改正する。

附則第4項中「当分の間」を「平成30年3月31日までの間」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例中第1条及び第3条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成30年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の秩父市一般職職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)別表第1及び別表第2の規定は平成29年4月1日から、改正後の条例第16条の6第2項及び附則第13項の規定は同年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の秩父市一般職職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与(第3条の規定による改正前の秩父市一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第4項から第6項までの規定に基づいて支給された給料を含む。)は、改正後の条例の規定による給与(同条の規定による改正後の秩父市一般職職員の

給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第4項から第6項までの規定による給料を含む。)の内払とみなす。

(委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

平成29年11月29日提出

秩父市長 久喜 邦 康

提案理由

埼玉県人事委員会勧告に準じ、一般職職員の給与について改定を行いたいため。

別表第1 (第3条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	142,600	185,700	222,100	262,000	288,000	318,500	362,300	407,700
	2	143,700	187,500	224,000	263,900	290,200	320,700	364,900	410,100
	3	144,900	189,300	225,700	265,700	292,500	323,000	367,400	412,600
	4	146,000	191,100	227,300	267,800	294,600	325,200	370,000	415,000
	5	147,100	192,700	228,900	269,600	296,600	327,400	371,900	416,900
	6	148,200	194,500	230,500	271,500	298,900	329,400	374,400	419,200
	7	149,300	196,300	232,000	273,400	301,200	331,600	376,700	421,300
	8	150,400	198,100	233,600	275,500	303,400	333,800	379,200	423,500
	9	151,500	199,700	235,100	277,600	305,400	335,800	381,700	425,500
	10	152,900	201,500	236,800	279,600	307,700	338,000	384,400	427,600
	11	154,200	203,300	238,300	281,700	309,900	340,000	387,000	429,700
	12	155,500	205,100	239,900	283,700	312,200	342,200	389,700	431,800
	13	156,800	206,800	241,200	285,700	314,300	344,000	392,100	433,500
	14	158,300	208,600	242,700	287,800	316,400	346,000	394,400	435,300
	15	159,800	210,400	244,300	289,800	318,600	348,100	396,600	437,300
	16	161,400	212,200	245,700	291,800	320,700	350,100	399,000	439,300
	17	162,700	213,600	247,200	293,700	322,700	351,800	400,800	441,200
	18	164,200	215,400	248,700	295,700	324,700	353,800	402,800	443,000
	19	165,700	217,100	250,000	297,800	326,700	355,600	404,700	444,800
	20	167,200	218,900	251,400	299,800	328,700	357,500	406,500	446,500
	21	168,600	220,600	252,900	301,800	330,500	359,500	408,400	448,300
	22	171,300	222,300	254,600	303,900	332,600	361,400	410,200	449,800
	23	173,900	223,900	256,300	305,900	334,600	363,400	412,000	451,200
	24	176,500	225,500	258,100	308,000	336,700	365,300	413,900	452,700
	25	179,200	227,000	259,700	309,700	338,100	367,300	415,700	454,100
	26	180,900	228,700	261,500	311,800	340,000	369,200	417,200	455,400
	27	182,600	230,300	263,200	313,800	341,900	371,200	418,700	456,700
	28	184,300	231,900	264,900	315,800	343,800	373,200	420,300	457,900
	29	185,800	233,100	266,900	317,600	345,500	374,700	421,900	458,900
	30	187,600	234,600	268,800	319,600	347,400	376,500	423,200	459,600
	31	189,400	236,000	270,600	321,700	349,300	378,300	424,500	460,400
	32	191,100	237,300	272,400	323,800	351,100	379,900	425,700	461,100
	33	192,700	238,600	274,100	325,100	353,000	381,700	426,900	461,800
	34	194,200	239,800	276,000	327,100	354,800	383,100	428,200	462,600
	35	195,700	240,800	277,900	329,000	356,600	384,600	429,500	463,300
	36	197,200	242,000	279,600	331,100	358,300	386,200	430,700	463,900
	37	198,500	243,300	281,200	333,000	359,700	387,600	431,900	464,400
	38	199,800	244,500	283,100	334,900	361,000	388,800	432,700	465,000
	39	201,100	245,700	284,900	336,900	362,400	390,000	433,500	465,600
	40	202,400	247,000	286,800	338,800	363,800	391,100	434,300	466,200
	41	203,700	247,900	288,400	340,700	365,100	392,200	434,900	466,700
	42	205,000	249,300	290,100	342,600	366,000	393,400	435,600	467,200
	43	206,300	250,700	291,900	344,400	367,100	394,600	436,300	467,600
	44	207,600	252,200	293,700	346,300	368,200	395,700	437,000	467,900
	45	208,800	253,600	295,300	347,800	369,000	396,400	437,800	468,200
	46	210,100	255,000	297,000	349,200	369,900	397,100	438,600	
	47	211,400	256,400	298,500	350,700	370,800	397,800	439,000	
	48	212,700	257,700	300,100	352,200	371,700	398,500	439,700	
	49	213,800	258,900	301,700	353,800	372,600	399,100	440,200	
	50	214,900	260,200	303,400	354,600	373,400	399,700	440,600	
	51	215,900	261,600	305,000	355,800	374,200	400,200	441,000	
	52	217,000	262,900	306,700	356,800	375,000	400,600	441,400	
	53	218,100	264,100	307,700	357,700	375,700	401,000	441,800	
	54	219,100	265,200	309,200	358,800	376,400	401,300	442,200	
	55	220,000	266,500	310,700	359,700	377,100	401,600	442,600	
	56	221,000	267,800	312,300	360,800	377,800	401,900	442,900	
	57	221,500	268,800	313,900	361,700	378,300	402,200	443,200	
	58	222,400	269,900	315,500	362,400	378,900	402,500	443,600	
	59	223,200	271,200	317,100	363,100	379,500	402,800	443,900	
	60	224,100	272,500	318,600	363,800	380,200	403,100	444,200	
	61	224,800	273,500	320,100	364,200	380,600	403,400	444,500	
	62	225,800	274,500	321,300	364,800	381,300	403,700		
	63	226,600	275,400	322,500	365,500	381,900	404,000		
	64	227,500	276,500	323,700	366,200	382,500	404,300		
再任用職員以外の職員	65	228,200	277,600	324,400	366,500	382,900	404,600		
	66	229,000	278,600	325,300	367,200	383,500	404,900		
	67	229,900	279,500	326,100	367,900	384,100	405,200		
	68	231,000	280,500	326,900	368,600	384,700	405,500		

69	231,700	281,100	327,800	368,900	385,100	405,700		
70	232,400	282,000	328,200	369,500	385,600	406,000		
71	233,000	282,700	328,900	370,200	386,100	406,300		
72	233,800	283,600	329,700	370,800	386,700	406,600		
73	234,600	284,600	330,500	371,100	387,000	406,800		
74	235,300	285,400	331,200	371,700	387,400	407,100		
75	236,000	286,200	331,900	372,400	387,800	407,400		
76	236,600	287,000	332,600	373,000	388,200	407,600		
77	237,300	287,800	333,100	373,400	388,500	407,800		
78	238,100	288,300	333,700	373,900	388,800	408,100		
79	238,900	288,700	334,200	374,500	389,100	408,400		
80	239,600	289,200	334,800	375,000	389,400	408,600		
81	240,200	289,300	335,100	375,500	389,600	408,800		
82	240,900	289,700	335,600	376,100	389,900	409,100		
83	241,600	289,900	336,000	376,600	390,200	409,400		
84	242,300	290,300	336,500	376,900	390,400	409,600		
85	242,900	290,500	336,900	377,300	390,600	409,800		
86	243,600	290,700	337,400	377,800	390,900			
87	244,300	291,100	337,900	378,200	391,200			
88	245,000	291,400	338,400	378,600	391,400			
89	245,600	291,700	338,700	379,000	391,600			
90	246,100	292,000	339,100	379,500	391,900			
91	246,400	292,300	339,600	379,900	392,200			
92	246,800	292,700	340,000	380,300	392,400			
93	247,100	293,000	340,300	380,600	392,600			
94		293,400	340,700					
95		293,700	341,200					
96		294,100	341,600					
97		294,200	341,800					
98		294,400	342,200					
99		294,800	342,700					
100		295,200	343,100					
101		295,400	343,200					
102		295,700	343,700					
103		296,100	344,100					
104		296,500	344,400					
105		296,700	344,700					
106		297,000	345,100					
107		297,400	345,500					
108		297,700	345,900					
109		297,900	346,400					
110		298,200	346,800					
111		298,600	347,200					
112		298,900	347,600					
113		299,100	348,100					
114		299,500	348,500					
115		299,900	348,800					
116		300,200	349,100					
117		300,300	349,600					
118		300,600						
119		300,900						
120		301,300						
121		301,500						
122		301,700						
123		302,000						
124		302,300						
125		302,700						
126		302,900						
127		303,200						
128		303,500						
129		303,800						
再任用職員	187,300	214,800	254,800	274,200	289,300	314,700	356,400	389,500

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。

別表第2（第3条関係）

医療職給料表

ア 医療職給料表（1）

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級
		給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円
	1	280,700	443,500	566,100
	2	283,600	445,800	569,200
	3	286,500	448,100	572,300
	4	289,400	450,400	575,400
	5	292,300	452,700	578,300
	6	295,200	455,000	580,700
	7	298,100	457,300	583,100
	8	301,000	459,600	585,500
	9	303,900	461,900	587,700
	10	306,800	464,200	589,200
	11	309,700	466,500	590,700
	12	312,600	468,800	592,200
	13	315,500	471,100	593,700
	14	318,400	473,400	594,800
	15	321,300	475,600	595,900
	16	324,200	477,900	596,800
	17	327,100	480,200	598,000
	18	330,000	482,400	599,000
	19	332,900	484,600	600,000
	20	335,800	486,800	601,000
	21	338,700	488,800	602,000
	22	341,600	490,900	603,000
	23	344,500	493,000	604,000
	24	347,400	495,100	605,000
	25	350,300	497,200	606,000
	26	353,200	499,300	607,000
	27	356,100	501,400	608,000
	28	359,000	503,500	609,000
	29	361,900	505,600	610,000
	30	364,800	507,600	611,000
	31	367,700	509,600	612,000
	32	370,600	511,600	613,000
	33	373,500	513,400	614,000
	34	376,400	515,200	615,000
	35	379,300	517,100	616,000
	36	382,200	519,000	617,000
	37	385,100	520,700	618,000
	38	388,000	522,500	619,000
	39	390,900	524,300	620,000
	40	393,800	526,100	621,000

41	396,700	527,800	622,000
42	399,600	529,600	623,000
43	402,500	531,400	624,000
44	405,300	533,200	625,000
45	408,000	534,800	626,000
46	410,700	536,600	627,000
47	413,500	538,300	628,000
48	416,200	540,100	629,000
49	418,600	541,700	630,000
50	421,300	543,300	631,000
51	423,900	544,700	632,000
52	426,600	546,300	633,000
53	429,000	547,800	634,000
54	431,500	549,200	635,000
55	433,900	550,600	636,000
56	436,400	551,900	637,000
57	438,500	553,100	638,000
58	440,900	554,100	639,000
59	443,200	555,100	640,000
60	445,600	556,100	641,000
61	447,200	557,100	642,000
62	449,600	558,000	643,000
63	452,000	558,900	644,000
64	454,300	559,800	645,000
65	456,300	560,600	646,000
66	458,600	561,500	647,000
67	460,800	562,400	648,000
68	463,100	563,300	649,000
69	465,300	564,200	650,000
70	467,600	565,100	651,000
71	469,900	566,000	652,000
72	472,100	566,700	653,000
73	474,100	567,600	654,000
74	476,200	568,500	655,000
75	478,300	569,400	656,000
76	480,400	570,300	657,000
77	482,500	571,200	658,000
78	484,300	572,100	659,000
79	486,100	573,000	660,000
80	487,900	573,900	661,000
81	489,600	574,800	662,000
82	491,400	575,700	663,000
83	493,200	576,600	664,000
84	495,000	577,500	665,000
85	496,600	578,400	666,000
86	498,300	579,300	667,000
87	500,100	580,200	668,000
88	501,900	581,100	669,000

	89	503,500	582,000	670,000
	90	504,800	582,900	671,000
	91	506,100	583,800	672,000
	92	507,400	584,700	673,000
	93	508,500	585,600	674,000
	94	509,800	586,500	675,000
	95	511,100	587,400	676,000
	96	512,400	588,300	677,000
	97	513,400	589,200	678,000
	98	514,200	590,100	679,000
	99	515,000	591,000	680,000
	100	515,800	591,900	681,000
	101	516,700	592,800	682,000
	102	517,500	593,700	683,000
	103	518,400	594,600	684,000
	104	519,200	595,500	685,000
	105	520,100	596,400	686,000
	106	521,000	597,300	687,000
	107	521,700	598,200	688,000
	108	522,600	599,100	689,000
	109	523,500	600,000	690,000
	110	524,300	600,900	691,000
	111	525,200	601,800	692,000
	112	526,100	602,700	693,000
	113	526,900	603,600	694,000
	114	527,800	604,500	695,000
	115	528,700	605,400	696,000
	116	529,400	606,300	697,000
	117	530,200	607,200	698,000
	118	531,100	608,100	699,000
	119	532,000	609,000	700,000
	120	532,900	609,900	701,000
	121	533,700	610,800	702,000
	122	534,600	611,700	703,000
	123	535,500	612,600	704,000
	124	536,400	613,500	705,000
	125	537,200	614,400	706,000
	126	538,100	615,300	707,000
	127	539,000	616,200	708,000
	128	539,900	617,100	709,000
	129	540,700	618,000	710,000
	130		618,900	
	131		619,800	
	132		620,700	
	133		621,600	
	134		622,500	
	135		623,400	

再任職
員以外
の職員

136	624,300
137	625,200
138	626,100
139	627,000
140	627,900
141	628,800
142	629,700
143	630,600
144	631,500
145	632,400
146	633,300
147	634,200
148	635,100
149	636,000
150	636,900
151	637,800
152	638,700
153	639,600
154	640,500
155	641,400
156	642,300
157	643,200
158	644,100
159	645,000
160	645,900
161	646,800
162	647,700
163	648,600
164	649,500
165	650,400
166	651,300
167	652,200
168	653,100
169	654,000
170	654,900
171	655,800
172	656,700
173	657,600
174	658,500
175	659,400
176	660,300
177	661,200
178	662,100
179	663,000
180	663,900
181	664,800
182	665,700

	183		666,600	
	184		667,500	
	185		668,400	
	186		669,300	
	187		670,200	
	188		671,100	
	189		672,000	
	190		672,900	
	191		673,800	
	192		674,700	
	193		675,600	
	194		676,500	
	195		677,400	
	196		678,300	
	197		679,200	
	198		680,100	
	199		681,000	
	200		681,900	
	201		682,800	
	202		683,700	
	203		684,600	
	204		685,500	
	205		686,400	
	206		687,300	
	207		688,200	
	208		689,100	
	209		690,000	
	210		690,900	
	211		691,800	
	212		692,700	
	213		693,600	
	214		694,500	
	215		695,400	
	216		696,300	
	217		697,200	
再任用職員		392,600	465,600	565,500

備考 この表は、病院等に勤務する医師に適用する。

イ 医療職給料表（2）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	159,900	195,300	247,000	279,000	326,300
	2	161,500	196,900	248,300	281,000	328,300
	3	163,100	198,500	249,500	283,200	330,500
	4	164,700	200,100	250,900	285,300	332,700
	5	166,300	201,700	252,100	287,500	334,600
	6	167,900	203,300	253,300	289,600	336,800
	7	169,500	204,900	254,500	291,700	338,800
	8	171,100	206,500	255,600	293,800	341,000
	9	172,700	208,100	256,900	295,800	342,800
	10	174,300	209,700	257,900	298,000	344,900
	11	175,900	211,300	258,900	300,100	347,100
	12	177,500	212,900	259,900	302,300	349,200
	13	179,100	214,500	261,200	304,400	350,700
	14	180,700	216,100	262,700	306,300	352,700
	15	182,300	217,700	264,300	308,400	354,600
	16	183,900	219,300	265,700	310,400	356,600
	17	185,400	220,900	267,200	312,500	358,500
	18	187,000	222,500	269,000	314,500	360,500
	19	188,600	224,100	270,800	316,600	362,500
	20	190,200	225,700	272,600	318,700	364,500
	21	191,700	227,100	274,400	320,500	366,300
	22	193,300	228,700	276,200	322,500	368,300
	23	194,900	230,200	278,000	324,300	370,400
	24	196,400	231,800	279,700	326,300	372,500
	25	198,000	233,000	281,500	328,100	373,900
	26	199,700	234,500	283,400	330,000	375,700
	27	201,300	235,900	285,300	332,000	377,500
	28	203,000	237,100	287,100	334,000	379,200
	29	204,600	238,800	289,000	335,400	381,000
	30	206,200	240,200	290,800	337,200	382,500
	31	207,800	241,400	292,600	338,900	384,100
	32	209,400	242,800	294,500	340,700	385,800
	33	210,900	243,800	296,200	342,400	387,100
	34	212,500	245,000	297,900	344,200	388,400
	35	214,200	246,200	299,700	346,100	389,700
	36	215,900	247,400	301,500	347,900	390,900
	37	217,200	248,800	302,900	349,700	392,000
	38	218,700	249,800	304,600	351,400	393,200
	39	220,100	250,800	306,100	353,000	394,300
	40	221,600	251,900	307,700	354,700	395,400
	41	223,000	253,100	309,400	355,900	396,200
	42	224,400	254,500	311,100	357,000	397,000
	43	225,700	255,900	312,700	358,200	397,800
	44	227,000	257,400	314,400	359,400	398,600
	45	228,400	258,800	315,400	360,600	399,000
	46	229,800	260,500	316,800	361,400	399,600
	47	231,300	262,200	318,300	362,600	400,100
	48	232,700	263,800	319,900	363,700	400,500

	49	233,900	265,300	321,300	364,700	400,900
	50	235,200	267,100	322,600	365,700	401,200
	51	236,200	268,800	323,800	366,700	401,500
	52	237,500	270,500	325,100	367,700	401,800
	53	238,900	272,000	326,200	368,500	402,100
	54	240,200	273,700	327,200	369,300	402,400
	55	241,300	275,400	328,300	370,200	402,700
	56	242,600	277,000	329,300	371,100	403,000
	57	243,900	278,600	329,800	371,600	403,300
	58	245,100	280,200	330,700	372,400	403,600
	59	246,300	281,900	331,500	373,200	403,900
	60	247,400	283,600	332,400	374,000	404,300
	61	248,500	285,100	333,200	374,400	404,500
	62	249,900	286,800	333,500	375,100	404,800
再任	63	251,400	288,500	334,100	375,800	405,100
用職	64	252,800	290,100	334,800	376,500	405,400
員以	65	254,400	291,400	335,400	376,900	405,600
外の	66	255,800	293,000	336,100	377,500	
職員	67	257,200	294,300	336,800	378,200	
	68	258,500	295,900	337,500	378,800	
	69	259,600	297,200	338,200	379,200	
	70	261,000	298,700	338,700	379,700	
	71	262,400	300,100	339,300	380,200	
	72	263,700	301,600	339,900	380,700	
	73	264,600	302,700	340,200	381,300	
	74	265,900	303,900	340,800	381,800	
	75	267,200	305,100	341,300	382,400	
	76	268,500	306,500	341,900	383,000	
	77	269,400	307,800	342,400	383,500	
	78	270,600	309,000	342,900	384,000	
	79	271,900	310,300	343,400	384,500	
	80	273,200	311,500	343,800	385,000	
	81	274,100	312,900	344,100	385,300	
	82	275,200	313,700	344,400	385,800	
	83	276,100	314,500	344,800	386,200	
	84	277,200	315,300	345,100	386,600	
	85	278,200	315,900	345,600	387,000	
	86	279,200	316,600	345,900		
	87	280,300	317,300	346,200		
	88	281,400	317,900	346,500		
	89	282,100	318,600	346,900		
	90	282,800	318,800	347,200		
	91	283,300	319,400	347,600		
	92	284,100	320,000	347,900		
	93	284,900	320,600	348,300		
	94	285,500	321,100	348,600		
	95	286,100	321,600	348,900		
	96	286,700	322,100	349,200		
	97	287,400	322,700	349,500		
	98	287,900	323,200	349,900		
	99	288,300	323,600	350,300		
	100	288,700	324,100	350,700		

101	288,900	324,600	351,200		
102	289,100	325,000	351,600		
103	289,300	325,200	352,000		
104	289,500	325,600	352,400		
105	289,900	326,000	352,900		
106	290,100	326,400			
107	290,300	326,800			
108	290,500	327,200			
109	290,900	327,500			
110	291,100	327,700			
111	291,300	328,100			
112	291,600	328,400			
113	292,000	328,600			
114	292,300	328,900			
115	292,500	329,200			
116	292,800	329,500			
117	293,100	329,700			
118	293,300	330,000			
119	293,500	330,400			
120	293,800	330,600			
121	294,100	330,700			
122		331,000			
123		331,400			
124		331,600			
125		331,800			
126		332,200			
127		332,600			
128		333,000			
129		333,200			
再任用職員	214,900	243,100	256,500	281,700	322,400

備考 この表は、病院等に勤務する薬剤師、栄養士、診療X線技師、臨床検査技師、療法士等に適用する。

ウ 医療職給料表（3）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	163,600	194,000	256,000	277,400	329,500
	2	165,700	195,800	257,000	279,300	331,600
	3	167,800	197,600	258,000	281,200	333,600
	4	169,900	199,400	259,000	283,100	335,800
	5	172,000	201,200	260,000	285,000	337,800
	6	174,100	203,000	261,000	286,800	339,900
	7	176,200	204,800	261,900	288,600	342,100
	8	178,300	206,600	263,000	290,500	344,200
	9	180,400	208,400	263,700	292,300	345,700
	10	182,500	210,200	264,700	294,100	347,700
	11	184,600	212,000	265,500	296,000	349,600
	12	186,700	213,800	266,500	297,800	351,600
	13	188,800	215,600	267,600	299,700	353,600
	14	190,900	217,400	268,400	301,600	355,700
	15	193,000	219,200	269,500	303,400	357,800
	16	195,000	221,000	270,700	305,300	359,800
	17	197,100	222,800	272,000	306,900	361,800
	18	199,400	224,600	273,300	308,500	363,800
	19	201,700	226,400	274,500	310,300	365,900
	20	204,000	228,200	275,900	312,100	368,000
	21	206,400	230,000	277,200	313,900	369,700
	22	207,800	231,800	278,600	315,500	371,800
	23	209,200	233,600	279,800	317,200	373,900
	24	210,500	235,400	281,200	318,900	375,900
	25	211,900	237,200	282,800	320,300	377,900
	26	213,400	239,000	284,400	321,800	379,500
	27	214,900	240,800	285,900	323,300	381,400
	28	216,100	242,600	287,300	324,800	383,300
	29	217,500	244,000	288,600	326,300	385,100
	30	219,000	245,300	290,400	327,700	386,800
	31	220,500	246,500	292,200	329,200	388,700
	32	222,000	247,800	293,900	330,800	390,500
	33	223,400	248,800	295,400	332,000	392,200
	34	225,100	249,900	297,000	333,500	393,900
	35	226,800	250,800	298,600	334,900	395,700
	36	228,500	251,700	300,300	336,400	397,400
	37	229,900	253,000	301,700	338,000	399,000
	38	231,600	254,100	303,200	339,500	400,700
	39	233,300	254,900	304,800	341,100	402,500
	40	235,000	255,900	306,400	342,600	404,300
	41	236,600	256,600	307,800	344,300	405,800
	42	238,000	257,500	309,200	345,900	407,300
	43	239,300	258,500	310,600	347,400	408,800

	44	240,400	259,400	312,200	349,000	410,100
	45	241,600	260,300	313,700	350,200	411,200
	46	242,700	261,300	315,100	351,700	412,300
	47	243,600	262,200	316,500	353,200	413,400
	48	244,700	263,200	318,000	354,600	414,600
	49	245,800	264,400	318,900	356,200	415,900
	50	246,900	265,700	320,300	357,200	417,000
	51	247,800	266,900	321,700	358,700	418,200
	52	248,900	268,100	323,200	360,000	419,300
	53	249,500	269,300	324,300	361,400	420,500
	54	250,400	270,800	325,700	362,800	421,500
	55	251,300	272,400	327,000	364,100	422,600
	56	252,200	273,800	328,300	365,500	423,700
	57	253,000	275,400	329,700	367,000	424,800
	58	254,000	276,900	331,100	368,200	425,300
	59	254,900	278,200	332,500	369,300	425,900
	60	255,900	279,500	333,800	370,500	426,300
	61	256,900	281,100	334,700	371,600	426,900
	62	258,100	282,500	336,000	372,500	427,400
	63	259,300	284,000	337,200	373,500	427,800
	64	260,500	285,400	338,500	374,500	428,300
	65	261,600	286,900	339,600	375,100	428,900
	66	263,100	288,400	340,500	375,900	429,300
	67	264,500	289,900	341,700	376,700	429,600
	68	265,900	291,500	343,000	377,500	429,900
	69	267,500	292,800	344,100	378,200	430,300
	70	269,100	294,200	345,300	378,900	
	71	270,600	295,700	346,500	379,700	
	72	272,100	297,200	347,600	380,400	
	73	273,500	298,400	348,600	381,000	
	74	275,000	299,700	349,600	381,600	
	75	276,500	300,900	350,700	382,300	
	76	277,800	302,300	351,800	382,900	
	77	279,300	303,700	352,600	383,600	
	78	280,800	305,000	353,700	384,100	
	79	282,300	306,400	354,800	384,700	
	80	283,800	307,800	355,900	385,200	
再任用職員以外の職員	81	284,900	308,700	356,600	385,600	
	82	286,400	309,900	357,400	386,200	
	83	287,900	311,100	358,200	386,700	
	84	289,300	312,500	358,900	387,000	
	85	290,400	313,600	359,500	387,300	
	86	291,800	314,900	360,000	387,800	
	87	293,000	316,200	360,600	388,200	
	88	294,300	317,400	361,100	388,500	
	89	295,700	318,700	361,700	388,800	
	90	297,000	320,000	362,200	389,300	

91	298,200	321,300	362,800	389,800
92	299,500	322,600	363,300	390,200
93	300,100	323,300	363,700	390,500
94	301,300	324,400	364,100	390,900
95	302,400	325,500	364,700	391,400
96	303,600	326,400	365,200	391,800
97	304,700	327,700	365,500	392,200
98	305,900	328,400	366,000	
99	307,100	329,500	366,400	
100	308,200	330,700	366,700	
101	309,500	331,800	367,300	
102	310,700	333,000	367,800	
103	311,900	334,100	368,300	
104	313,100	335,300	368,800	
105	313,900	336,400	369,400	
106	314,600	337,500	369,900	
107	315,300	338,500	370,400	
108	315,900	339,600	370,800	
109	316,600	340,500	371,400	
110	316,900	341,500	371,900	
111	317,500	342,400	372,400	
112	318,200	343,400	372,900	
113	318,600	344,400	373,500	
114	319,200	345,200	373,900	
115	319,800	346,000	374,400	
116	320,400	346,800	374,900	
117	320,800	347,400	375,500	
118	321,300	348,000		
119	321,800	348,700		
120	322,300	349,300		
121	322,700	349,700		
122	323,100	350,100		
123	323,400	350,600		
124	323,700	351,000		
125	324,100	351,500		
126	324,500	351,900		
127	324,900	352,400		
128	325,200	352,800		
129	325,400	353,100		
130	325,700	353,600		
131	326,100	354,000		
132	326,300	354,300		
133	326,500	354,800		
134	326,800	355,300		
135	327,100	355,800		
136	327,400	356,300		
137	327,600	356,800		

	138	327,900	357,300			
	139	328,300	357,800			
	140	328,500	358,200			
	141	328,600	358,600			
	142	328,900	359,000			
	143	329,300	359,500			
	144	329,500	360,000			
	145	329,800	360,400			
	146	330,200	360,900			
	147	330,600	361,400			
	148	331,000	361,900			
	149	331,300	362,200			
	150	331,700				
	151	332,100				
	152	332,500				
	153	332,800				
	154	333,200				
	155	333,500				
	156	333,900				
	157	334,200				
	158	334,600				
	159	335,000				
	160	335,400				
	161	335,700				
	162	336,100				
	163	336,500				
	164	336,900				
	165	337,200				
再任用職員		255,000	262,200	272,400	288,700	325,800

備考 この表は、病院等に勤務する看護師等に適用する。

議案第94号

秩父市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第1条 秩父市長等の給与及び旅費に関する条例(平成17年秩父市条例第52号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の217.5」を「100分の227.5」に改める。

第2条 秩父市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の207.5」を「100分の212.5」に、「100分の227.5」を「100分の222.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成30年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の秩父市長等の給与及び旅費に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第5条第2項の規定は、平成29年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の秩父市長等の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

平成29年11月29日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

一般職職員の給与改定に準じ、期末手当について改定を行いたいため。

議案第95号

秩父市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例

第1条 秩父市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年秩父市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の217.5」を「100分の227.5」に改める。

第2条 秩父市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の207.5」を「100分の212.5」に、「100分の227.5」を「100分の222.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成30年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の秩父市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第5条第2項の規定は、平成29年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の秩父市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

平成29年11月29日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

一般職職員の給与改定に準じ、期末手当について改定を行いたいため。

議案第96号

秩父市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

秩父市職員の育児休業等に関する条例（平成17年秩父市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第3条第6号中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第4条中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第10条第7号中「別居したこと」の次に「、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成29年11月29日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

人事院規則の一部改正に伴い、職員の育児休業に係る子の再度の育児休業や育児休業の期間の再度の延長等を認める特別の事情について明文化したいため。

議案第 97 号

秩父市公民館利用条例の一部を改正する条例

秩父市公民館利用条例（平成 17 年秩父市条例第 113 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「別表第 1 又は別表第 2 に定める」を「別表に定める額の」に改める。

別表第 2 を削り、別表第 1 を次のように改める。

別表（第 3 条関係）

公民館の名称	施設の名称	金額		
		午前	午後	夜間
尾田蒔公民館	集会室	750円	860円	1,080円
	会議室	310円	430円	530円
	調理室	430円	530円	640円
	和室	210円	310円	430円
原谷公民館	ホール	750円	860円	1,080円
	和室A	210円	310円	430円
	和室B	210円	310円	430円
	集会室（コミュニティセンター内）	310円	430円	530円
	談話室（コミュニティセンター内）	210円	310円	430円
	ボランティアビュロー（コミュニティセンター内）	210円	310円	430円
	調理室（コミュニティセンター内）	430円	530円	640円
久那公民館	集会室	750円	860円	1,080円
	会議室	310円	430円	530円

	調理室	430円	530円	640円
	和室	210円	310円	430円
高篠公民館	集会室	750円	860円	1,080円
	会議室	310円	430円	530円
	調理室	430円	530円	640円
	和室	210円	310円	430円
大田公民館	集会室	750円	860円	1,080円
	学習室	210円	310円	430円
	調理室	430円	530円	640円
	和室	210円	310円	430円
影森公民館	ホール1	750円	860円	1,080円
	ホール2	750円	860円	1,080円
	小ホール	750円	860円	1,080円
	会議室	310円	430円	530円
	研修室	310円	430円	530円
	和室A	210円	310円	430円
	和室B	210円	310円	430円
	調理室	430円	530円	640円
大滝公民館	調理室	430円	530円	640円
	会議室	310円	430円	530円
	活動室1	440円	610円	750円
	活動室2	750円	860円	1,080円
荒川公民館	いきいき余暇利用室	610円	610円	610円
	生涯学習室	610円	610円	610円
	おはなし読書室	610円	610円	610円
	ふれあいホール	2,050円	2,050円	3,080円
	軽運動室・リハビリルーム	2,050円	2,050円	3,080円

備考

- 1 「午前」とは、午前9時から正午までをいい、「午後」とは、午後1時から午後5時までをいい、「夜間」とは、午後5時30分から午後9時までを

いう。

2 この表の規定にかかわらず、次の各号のいずれか一のみ該当する場合の使用料は、この表により算定された額（以下「基本額」という。）に100分の50を乗じて得た額（その額に10円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額。以下「加算額」という。）を基本額に加えた額とし、次の各号のいずれか二のみ該当する場合の使用料は、加算額に2を乗じて得た額を基本額に加えた額とし、次の各号のいずれにも該当する場合の使用料は、加算額に3を乗じて得た額を基本額に加えた額とする。

(1) 市内に住所、事務所又は事業所を有している者以外の者が利用する場合

(2) 宴会のために利用する場合

(3) 入場者から入場料金その他これに類する料金を徴収して利用する場合

3 荒川公民館の附属設備及び備品の使用料は、次に定める額とする。

名称	単位	金額（1回につき）
放送装置	1式	2,050円
ピアノ	1台	3,080円

附 則

この条例は、平成30年3月12日から施行する。

平成29年11月29日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

大滝公民館の移転に伴い、施設の名称及び使用料の額を定めるとともに、その他の地区館について施設の名称の整理を行いたいため。

議案第98号

秩父市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
秩父市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例（平成17年秩父市条例第150号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第4条第1項第1号の規定は、平成30年以後の年の所得による医療費の支給の制限について適用し、平成29年以前の年の所得による医療費の支給の制限については、なお従前の例による。

平成29年11月29日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

所得税法（昭和40年法律第33号）の一部改正に伴い、控除対象配偶者の定義が変更となったことにより、医療費支給の所得制限に係る規定を整備したため。

議案第 99 号

秩父市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

秩父市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 17 年秩父市条例第 50 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条に次の 1 号を加える。

- (3) 農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の実績報酬は、市長が別に定める時期に支給する。

別表第 1 第 5 号及び第 6 号を次のように改める。

5 農業委員会委員	会長	基本報酬 (月額)	41,000円
		実績報酬	農地等の利用の最適化の推進の実績に応じ、予算の範囲内で市長が定める額
	会長職務代理者	基本報酬 (月額)	36,000円
		実績報酬	農地等の利用の最適化の推進の実績に応じ、予算の範囲内で市長が定める額
	委員	基本報酬 (月額)	32,000円
		実績報酬	農地等の利用の最適化の推進の実績に応じ、予算の範囲内で市長が定める額
6 農地利用最適化推進委員	基本報酬 (月額)	32,000円	
	実績報酬	農地等の利用の最適化の推進の実績に応じ、予算の範囲内で市長が定める額	

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の別表第1の規定は、平成29年7月20日から適用する。

平成29年11月29日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員に係る報酬について、農地利用最適化交付金を反映した報酬の額等を新たに規定したいため。

議案第100号

秩父市支所設置条例等の一部を改正する条例

(秩父市支所設置条例の一部改正)

第1条 秩父市支所設置条例(平成17年秩父市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第2条の表秩父市役所大滝総合支所の項中「秩父市大滝985番地」を「秩父市大滝4058番地」に改める。

(秩父市公民館条例の一部改正)

第2条 秩父市公民館条例(平成17年秩父市条例第112号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表秩父市大滝公民館の項中「秩父市大滝945番地」を「秩父市大滝4058番地」に改める。

(秩父市立図書館条例の一部改正)

第3条 秩父市立図書館条例(平成17年秩父市条例第114号)の一部を次のように改正する。

第2条の表秩父市立秩父図書館大滝分館の項中「秩父市大滝945番地」を「秩父市大滝4058番地」に改める。

附 則

この条例は、平成30年3月12日から施行する。

平成29年11月29日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

大滝総合支所、大滝公民館、秩父図書館大滝分館の移転に伴い、位置を変更したく関係条例について所要の改正を行いたいため。

議案第101号

平成29年度秩父市一般会計補正予算（第4回）

平成29年度秩父市一般会計補正予算（第4回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12,730千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31,568,234千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成29年11月29日提出

秩父市長 久喜邦康

余 白

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		3,313,591	△12,478	3,301,113
	1 国庫負担金	2,746,670	1,500	2,748,170
	2 国庫補助金	552,595	△13,578	539,017
	3 委託金	14,326	△400	13,926
15 県支出金		2,333,394	5,991	2,339,385
	1 県負担金	888,796	750	889,546
	2 県補助金	1,024,314	5,241	1,029,555
18 繰入金		2,269,144	12,917	2,282,061
	1 繰入金	2,269,144	12,917	2,282,061
21 市債		2,778,400	6,300	2,784,700
	1 市債	2,778,400	6,300	2,784,700
歳入	合計	31,555,504	12,730	31,568,234

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		234,644	1,272	235,916
	1 議 会 費	234,644	1,272	235,916
2 総 務 費		3,700,461	△54,179	3,646,282
	1 総務管理費	3,086,961	△79,637	3,007,324
	2 徴 税 費	338,457	22,300	360,757
	3 戸籍住民基本台帳 費	160,814	3,138	163,952
	4 選 挙 費	93,075	△80	92,995
	6 監査委員費	19,123	100	19,223
3 民 生 費		10,748,805	△38,243	10,710,562
	1 社会福祉費	5,141,176	△16,138	5,125,038
	2 児童福祉費	4,365,613	△14,565	4,351,048
	3 生活保護費	1,224,314	△7,390	1,216,924
	4 国民年金費	16,406	△150	16,256
4 衛 生 費		2,603,214	10,797	2,614,011
	1 保健衛生費	895,092	10,024	905,116
	3 清 掃 費	609,201	680	609,881
	4 上水道費	775,181	93	775,274
6 農林水産業費		546,686	17,057	563,743
	1 農 業 費	258,727	3,260	261,987
	2 林 業 費	287,959	13,797	301,756
7 商 工 費		630,811	3,790	634,601
	1 商 工 費	630,811	3,790	634,601
8 土 木 費		3,010,913	△21,956	2,988,957
	1 土木管理費	236,043	△25,690	210,353
	2 道路橋りょう費	1,408,881	△1,796	1,407,085
	4 都市計画費	1,160,734	△2,200	1,158,534
	5 住 宅 費	114,855	7,730	122,585
9 消 防 費		1,592,897	6,923	1,599,820
	1 消 防 費	1,592,897	6,923	1,599,820
10 教 育 費		2,217,791	74,120	2,291,911
	1 教育総務費	405,282	17,930	423,212
	2 小学校費	460,859	4,773	465,632
	3 中学校費	238,880	16,627	255,507
	4 幼稚園費	199,211	△960	198,251
	5 社会教育費	432,276	28,540	460,816
	6 保健体育費	481,283	7,210	488,493

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 予備費		272,751	13,149	285,900
	1 予備費	272,751	13,149	285,900
歳出	合計	31,555,504	12,730	31,568,234

第 2 表 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間
秩父市工場誘致条例に基づく奨励金 (平成29年度交付決定者分)	平成30年度から 平成33年度まで
英語指導助手派遣委託料	平成29年度から 平成32年度まで

(単位：千円)

限 度 額
19,736
94,149

第 3 表 地方債補正

(変更)

起債の目的	補正前		
	限度額	起債の方法	利率
5 地方道路整備事業費	696,500	普通貸借又 は 証 券 発 行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)

(単位：千円)

償還の方法	補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	702,800	補正前に同じ。		

議案第102号

平成29年度秩父市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）

平成29年度秩父市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,300千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,068,057千円とする。

2 事業勘定及び診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年11月29日提出

秩父市長 久喜 邦 康

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入（事業勘定）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
9 繰入金		738,484	△1,300	737,184
	1 他会計繰入金	738,483	△1,300	737,183
歳入合計		9,069,357	△1,300	9,068,057

2 歳 出 (事業勘定)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		106,594	△1,300	105,294
	1 総務管理費	102,326	△1,300	101,026
歳 出 合 計		9,069,357	△1,300	9,068,057

3 歳 出 (診療施設勘定)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		72,785	592	73,377
	1 施設管理費	72,689	592	73,281
4 予備費		10,000	△592	9,408
	1 予備費	10,000	△592	9,408
歳 出 合 計		121,557	0	121,557

議案第103号

平成29年度秩父市介護保険特別会計補正予算（第2回）

平成29年度秩父市介護保険特別会計補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ18,368千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,437,200千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年11月29日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		1,453,975	△156	1,453,819
	2 国庫補助金	464,991	△156	464,835
4 県支出金		869,671	△78	869,593
	2 県補助金	41,939	△78	41,861
6 繰入金		971,336	18,602	989,938
	1 一般会計繰入金	921,336	18,602	939,938
歳入合計		6,418,832	18,368	6,437,200

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		169,999	18,680	188,679
	1 総務管理費	105,350	18,680	124,030
3 地域支援事業費		313,691	△400	313,291
	3 包括的支援事業・ 任意事業費	45,351	△400	44,951
6 予備費		58,438	88	58,526
	1 予備費	58,438	88	58,526
歳 出 合 計		6,418,832	18,368	6,437,200

議案第104号

平成29年度秩父市下水道事業特別会計補正予算（第2回）

平成29年度秩父市下水道事業特別会計補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳出予算補正」による。

平成29年11月29日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

第 1 表 歳出予算補正

1 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 下水道事業費		946,571	5,500	952,071
	1 総務費	458,497	1,690	460,187
	2 公共下水道築造事業費	488,074	3,810	491,884
3 予備費		104,679	△5,500	99,179
	1 予備費	104,679	△5,500	99,179
歳出合計		1,526,757	0	1,526,757

議案第105号

平成29年度秩父市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2回）

平成29年度秩父市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳出予算補正」による。

平成29年11月29日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

第 1 表 歳出予算補正

1 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 農業集落排水事業 費		121,769	△170	121,599
	1 総務費	121,769	△170	121,599
3 予備費		6,793	170	6,963
	1 予備費	6,793	170	6,963
歳出合計		175,175	0	175,175

議案第106号

平成29年度秩父市戸別合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第2回）

平成29年度秩父市戸別合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳出予算補正」による。

平成29年11月29日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

第 1 表 歳出予算補正

1 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		14,084	426	14,510
	1 総務管理費	14,084	426	14,510
5 予備費		13,939	△426	13,513
	1 予備費	13,939	△426	13,513
歳出合計		258,824	0	258,824

議案第107号

平成29年度秩父市駐車場事業特別会計補正予算（第2回）

平成29年度秩父市駐車場事業特別会計補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15,400千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ210,972千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年11月29日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 使用料及び手数料		56,600	15,400	72,000
	1 使用料	56,600	15,400	72,000
歳 入 合 計		195,572	15,400	210,972

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 駐車場費		22,262	4,836	27,098
	1 事業費	22,262	4,836	27,098
3 予備費		73,310	10,564	83,874
	1 予備費	73,310	10,564	83,874
歳 出	合 計	195,572	15,400	210,972

議案第108号

平成29年度秩父市立病院事業会計補正予算（第2回）

第1条 平成29年度秩父市立病院事業会計の補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

第2条 平成29年度秩父市立病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
支			出
第1款 病院事業費用	3,299,041千円	△24,664千円	3,274,377千円
第1項 医療費用	3,237,741千円	△24,664千円	3,213,077千円

第3条 予算第8条に定めた経費の金額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	1,865,429千円	△24,664千円	1,840,765千円

平成29年11月29日提出

秩父市長 久喜 邦 康